

宮城県地域クラブ活動指導者認定要綱

(目的)

第1 この宮城県地域クラブ活動指導者認定要綱（以下「要綱」という。）は、地域クラブ活動指導者に対して実施すべき研修の内容及び宮城県地域クラブ活動指導者認定証（以下「認定証」という。）の交付を適正に行うための基準を定め、研修を受講した者のうち一定基準を満たす者を認定することで、部活動地域移行の受け皿となる地域クラブ活動における指導者の指導水準を確保し、部活動地域移行を円滑に推進するために必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要綱で「指導者」とは地域の住民が主体となって活動するクラブ又は中学校の部活動で、スポーツや文化活動を指導する者又は指導することを希望する者をいう。

2 「地域クラブ活動」とは社会教育の一環として捉え、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）や文化芸術基本法（平成13年法律第140号）における「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるもので、学校部活動とは異なる地域クラブの運営団体又は実施主体が行う活動をいう。

(研修の内容)

第3 研修は、宮城県及び宮城県教育委員会が主催し、「宮城県 学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」に基づき作成したテキストを用いることとする。

2 研修の科目及び内容等は、別表1のとおりとする。

(認定基準)

第4 宮城県地域クラブ活動指導者認定（以下「認定」という。）は、第3に定める研修を受講した者のうち、次のすべての要件を満たす者に対して行う。

(1) 地域クラブ活動指導者（スポーツ・文化芸術）として、次のいずれかを満たす者

- ① 地域クラブ活動の運営団体又は実施主体に所属する者
- ② みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンクシステムに登録している者

(2) 高校生を除く18歳以上の者

(3) 次の下記欠格要件の全てに該当しない者

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ③ 過去に暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別、ドーピング及び薬物乱用などの不適切な行為があった者
- ④ 過去に認定が取り消された者

(認定申請)

第5 認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）が認定申請を行う場合は、県に対する宮城県地域クラブ活動指導者認定申請書（様式第1号）の提出又は同申請書と同様の内容が記載された電子申請により行うものとする。

なお、申請期間は別に定めるものとする。

(審査及び認定)

第6 県は、認定申請者について、第4の基準に基づき審査の上、当該基準を満たした者には宮城県地域クラブ活動指導者認定証（様式第2号）を交付する。

2 県は、前項で定める審査に必要と認められる場合には、認定申請者へ電話や訪問によるヒアリングなど所要の調査を行うことができる。

3 認定の有効期間は、認定を受けた日から4年を超えない年の3月末日とする。

(変更の届出及び辞退)

第7 宮城県地域クラブ活動指導者認定者（以下「認定者」という。）は、申請事項に変更があった場合には、宮城県地域クラブ活動指導者認定内容変更届（様式第3号）により速やかに県に届け出なければならない。

2 認定者は、認定基準を満たさなくなったとき又は認定継続の意志を失ったときは、速やかに宮城県地域クラブ活動指導者認定辞退届出書（様式第4号）により、県に届け出なければならない。

(認定の取消)

第8 県は、認定者が次に掲げる行為を行ったとき又はその事実が明らかになったときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 第7条第2項の規定により認定者から辞退の届出があったとき

(2) 第4に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき

(3) 虚偽又は不正の方法により認定を受けたことが判明したとき

(4) その他認定者として適当でないと認めるとき

2 県は、前項の規定により登録の取消をしたときは、宮城県地域クラブ活動指導者認定取消通知（様式第5号）（以下「取消通知」という。）により認定者に通知するものとする。

3 認定者は、取消通知の受領後、第6条第1項により交付された認定証を県に返還しなければならない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月10日から施行する。

別表 1

「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」	研修科目	研修科目の内容例	必要研修時間
前文 I 学校部活動の方針 III 公立中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組	(1) 部活動地域移行に伴う変化	学校部活動の現状と休日の部活動地域移行の方針について等	2 時間以上
II 新たな地域クラブ活動の方針	(2) 地域クラブ活動の指導	指導者に求められるもの、禁止事項、活動の充実に向けて、事故防止対策、適正な休養日の設定、研修及び資格等について、指導手引きの活用について等	
	(3) 指導場面ごとの対応	暴力行為・ハラスメント、保護者対応、生徒対応について等	
	(4) 活動の振り返りと相互評価	相互評価の必要性和相互チェックシートについて等	